

筑後市北部交流センターへの PPA 方式による太陽光発電設備導入事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「筑後市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までに筑後市（以下「市」という。）の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を目指し、市公共施設である筑後市北部交流センター（以下「チクロス」という。）への太陽光発電設備及び蓄電池設備等の導入、運転管理及び維持管理を行うことにより、チクロスの平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時のエネルギーを確保することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

筑後市北部交流センターへの PPA 方式による太陽光発電設備導入事業

(2) 事業場所

別添仕様書のとおり。

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(4) 担当部署

筑後市市民生活部かんきょう課

3 基本協定

本プロポーザルで選定された事業者と市とは、提案された事業内容に基づき、基本協定を結ぶものとする。

なお、本事業は、補助金の活用を前提とするものであり、事業者は基本協定に基づき、補助金交付申請を行い、交付決定後に契約を締結するものとする。活用する補助事業として、環境省所管の「PPA 活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」を想定しているが、補助率・補助額が同等以上の補助事業の活用を妨げるものではない。

また、事業期間中、補助金の不採択など、当初計画どおりに事業継続が難しい状況が生じた場合は、双方協議のうえ事業計画の見直しを行うものとする。協議の結果、事業中止となった場合、市による事業者への補償は行わない。

4 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

日程	内容
令和7年 2月25日(火)	公告日
	参加申込書、資料閲覧申請書、施設見学申込書、申込書受付開始
3月11日(火)	参加申込書、資料閲覧申請書、施設見学申込書 提出期限
3月14日(金)	資料閲覧日、施設見学日程通知
3月21日(金)	参加資格審査結果通知
3月21日(金) 3月24日(月) 3月26日(水) 3月27日(木) 3月28日(金)	資料閲覧、施設見学
3月31日(月)	質問書 提出期限
4月3日(木)	質問回答予定日
4月16日(水)	企画提案書 提出期限
4月22日(火)	1次審査(書類審査)
4月23日(水)	1次審査結果通知
4月30日(水)	2次審査(プレゼンテーション審査)
5月2日(金)	2次審査結果通知

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者(以下、「参加者」という。)は、参加申込書の提出期限時点で、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 指名競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が満たす場合も可とし、様式9にその旨記載すること。

6 参加申込

(1) 提出書類

実施要項、仕様書、市契約規則及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、キ、クは参加申込書等提出期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書(様式1) 1部

イ 参加資格に係る申立書(様式2) 1部

ウ 会社概要(様式任意)(会社概要、業務概要の分かるパンフレット等でも可) 1部

エ 誓約書(様式3) 1部

オ 役員等調書(様式4) 1部

カ 委任状(支店等に参加手続き等の委任を行う場合)(様式5) 1部

キ 登記事項証明書(全部事項証明書)の原本(3ヶ月以内のもの) 1部

ク 納税等証明書(滞納がないことの証明)(国税、都道府県税、市町村税)の原本 1部

※市の指名競争入札参加資格者名簿に登録がある者については、ウ、エ、オ、カ、キ、クは不要

(2) 提出期限

令和7年3月11日(火)午後5時

(3) 提出先

「18 問合せ先」

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果を令和7年3月21日(金)までに電子メールで通知する。

7 資料の閲覧

本プロポーザルへの参加を希望する事業者に対し、下記のとおり施設資料の閲覧期間を設ける。

(1) 閲覧期間

令和7年3月21日(金)、3月24日(月)、3月26日(水)～3月28日(金)

午前9時～12時。午後1時～5時。

(2) 閲覧場所

筑後市役所内会議室

詳細は閲覧日時の決定と併せて通知する。

(3) 閲覧内容

筑後市北部交流センター建築図面、電気設備図面、構造計算書

(4) 閲覧方法

閲覧の前後には筑後市市民生活部かんきょう課に申し出ること。

閲覧場所からの持ち出しは不可とし、カメラ等での撮影は可とする。ただし、撮影した写真データは、本業務以外で使用しないこと。

(5) 申請期限

令和7年3月11日(火)午後5時

(6) 申請先

「18 問合せ先」

(7) 申請方法

電子メールによる。

様式6を添付して送信し、受信確認の電話連絡をすること。

(8) 閲覧日時の決定

令和7年3月14日(金)までに電子メールにて通知する。他事業者と希望日時が重複した場合は、参加申込書の提出が早かった事業者を優先するものとする。

なお、参加資格審査の結果、参加資格を満たさなかった場合には、決定を取り消すものとする。

8 施設見学

本プロポーザルへの参加を希望する事業者に対し、下記のとおり施設見学を実施する。

(1) 見学期間

令和7年3月21日(金)、3月24日(月)、3月26日(水)～3月28日(金)

午前9時～12時。午後1時～5時。

(2) 申込期限

令和7年3月11日(火)午後5時

(3) 申込先

「18 問合せ先」

(4) 申込方法

電子メールによる。

様式7を添付して送信し、受信確認の電話連絡をすること。

(5) 見学日の決定

令和7年3月14日(金)までに電子メールにて通知する。他事業者と希望日時が重複した場合は、参加申込書の提出が早かった事業者を優先するものとする。

なお、参加資格審査の結果、参加資格を満たさなかった場合には、決定を取り消すものとする。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルの実施要領及び仕様書に関する質問は下記により行うこととする。電話または口頭による質問、及び提出期限以降の質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書(様式8)

(2) 提出期限

令和7年3月31日(月)午後5時

(3) 提出先

「18 問合せ先」

(4) 提出方法

電子メールによる。提出書類を添付して送信し、提出期限内に受信確認の電話連絡をすること。

(5) 回答

令和7年4月3日(水)までに、随時、市ホームページに掲載する。口頭による回答は行わない。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ 添付書類（様式9、資格証の写し）
- (2) 提出部数
正本1部、副本9部
- (2) 提出期限
令和7年4月16日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出先
「18 問合せ先」
- (4) 提出方法
持参又は郵送による。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

11 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) A4版長辺綴じとする。A3版の使用も可とするが、片袖折り（Z折り）にして綴じること。
- (2) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- (3) フォントサイズは11ポイント以上、横書きとする。
- (4) 表紙を付け、表題は「筑後市北部交流センターへのPPA方式による太陽光発電設備導入事業企画提案書」とすること。
- (5) 文章で簡潔にまとめること。文章補完のための写真、イラストの使用は可とする。
- (6) 事業者を判別できる記載しないこと（企業名、ロゴ等）。
- (7) 片面印刷で20ページ以内とし、ページの通し番号を付けること。目次及び表紙はページ数にカウントしない。
- (8) 提出できる企画は1提案者につき1案までとし、複数案の提出は認めない。
- (9) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

12 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。

- (1) 技術提案（様式任意）
 - ア 実施方針
提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。
 - イ 太陽光発電設備容量
想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。
 - ウ 蓄電池設備容量
 - ・ 想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。
 - ・ 使用目的（災害時の非常用として／平準化の目的）
 - ・ 想定される使い方（避難者の携帯充電／非常時の●●設備の電源として○○日分／施設の●●エリアの電灯が◎日間使えること等）
 - ・ 設置場所（屋内／屋外／電気室等）

- エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量
 - ・想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量 (kWh) が最大となる考え方を示すこと。
 - ・温室効果ガス排出削減量は、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.000407t-CO₂/kWh (九州電力 (株) の令和4年度排出係数 R5.12.22 環境省・経済産業省公表) を使用すること。
 - オ 設備設置仕様
 - ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法 (架台等)、検討において想定した設備仕様 (寸法、重量等を含む) を記載すること。
 - ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955 に定められている荷重 (風圧、積雪、地震等) に耐えうる構造であること。
 - ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量 (基礎、パネル重量込み: 単位 N/m² 又はkg/m²) を記載すること。
 - カ 非常時・停電時に利用可能なシステム
 - 以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。
 - ・非常時・停電時のシステム構成図
 - ・非常時・停電時の利用、操作方法 (特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
 - ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力 (kW)
- (2) 事業遂行能力 (様式任意)
- ア 事業実施体制図
 - イ 工事計画概要 (設備導入工程表)、実施体制 (本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴等を記載。様式9及び資格証の写しを添付)、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
 - ウ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画 (定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制
 - エ 代表事業者の経営状況 (5年間)
 - 賃借対照表、経常利益 (又は営業利益率)、流動比率、自己資本比率等
 - オ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
 - カ 故障、緊急時の対応体制図
 - キ 事業実施中のリスクに対する対策
 - 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
 - ク 事業実施に関する保証
 - 設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容
- (3) その他提案 (様式任意)
- その他、事業者独自の取組を提案すること。
- (4) 業務実績 (様式10)
- 公共施設への太陽光発電設備の導入等、過去の類似事業の実績を記載すること。
- (5) 契約 PPA 単価及び発電設備導入前後の電気料金 [参考見積] (様式任意)
- ア 単価は事業期間中一定とする。消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
 - イ 電気料金の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること (運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。
 - ウ 上記単価及び電気料金は、国補助金等の活用を前提とし、想定した補助金名称等を明示すること。併せて、参考として当該補助金を活用しない場合の額も示すこと。

13 審査方法

(1) 審査概要

ア 企画提案は、「筑後市北部交流センターへのPPA方式による太陽光発電設備導入事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

(2) 1次審査（書類審査）

ア 概要

- ・企画提案について書類による審査を行う。参加者が多数の場合には、1次審査通過者を4者程度に絞り込むものとする。
- ・参加者が少数の場合には、全員を1次審査通過者とみなすものとする。

イ 期 日

令和7年4月22日（火）

ウ 審査結果の通知

令和7年4月23日（水）に電子メールにて通知する。

エ 評価基準

評価項目		評価の視点	配点比率	
1 技術提案に関する事項	導入設備の内容	実施方針の具体性	3	28
		太陽光発電設備の容量	5	
		蓄電池容量	5	
	削減効果	自家消費電力量及び温室効果ガスの削減効果	6	
	災害時の機能強化	災害時等、非常時の利用の実用性	6	
	啓発	啓発設備の設置	3	
2 事業遂行能力	事業実施体制、技術者の配置	電気主任技術者及び一級建築士の専門職を含む体制	4	32
	事業計画概要、業務の方針、スケジュール等	事業計画概要、業務の方針、スケジュールの具体性	6	
	運転計画	維持管理、メンテナンスの体制	10	
	故障、緊急時の対応、リスク対策	発生するリスクについて想定し、対応できる提案となっているか	12	
3 その他提案	独自提案	効果的な独自提案	3	3
4 業務実績	事業者の業務実績	類似事業（公共施設等への太陽光設置）実績	5	5
5 PPA単価			32	32
合計			100	100

(3) 2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 概要

- ・対面方式とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された順番と同じものとする。
- ・審査の結果、評価点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。また、次点のものを1者選定し、最優秀者との契約が不調となった場合には次点の者と交渉を行う。なお、合計点が高い者が2以上あるときは、以下の順で候補者を決定する。
 - ① 「技術提案」の得点が高い者
 - ② 「PPA単価」の得点が高い者なお、①、②にいても点差がない場合はくじ引きにより候補者を決定する。
- ・参加者が1者の場合でも審査を実施することとし、評価点が60点を超える場合には候補者として選定する。

イ 日時

令和7年4月30日（水）。詳細は2次審査の参加者へ別途通知する。

ウ 場所

市役所内。詳細は2次審査の参加者へ別途通知する。

エ 出席者

出席者は説明者を含め3名までとする。説明者は、本業務を実際に担当する者を主とすること。

オ 発表時間

- ・1者につき発表20分、質疑10分（予定）

カ 留意事項

- ・説明は、企画提案書等に記載された内容に限る。説明用スライドを除く追加資料の持ち込みは認めない。
- ・市がスライド投影用のディスプレイを予め会場に設置する。参加者は、必要に応じてパソコン等を用意し、映像を投影すること。機材準備の時間は発表前の10分程度とし、発表時間には含まない。
- ・提出した企画提案書等以外のスライド投影は認めない。

キ 評価基準

評価項目	評価の視点等	配点比率	
1 技術提案に関する事項 2 事業遂行能力 3 その他提案 4 業務実績	1次審査の評価点×3/4	51	51
5 プレゼンテーション	説明が提案書等の提出書類と整合性があるか。簡潔にまとめられているか	2	17
	実施要領、仕様書の趣旨を正しく理解し、市の目的・意向を踏まえた提案となっているか。	2	
	他社にない優れた点があるか。	3	
	質問に対する回答が適切か。	4	
	本事業への取組み意欲を感じられるか。	4	
	適切かつ円滑な業務遂行が期待できるか。	2	
6 PPA単価		32	32
合計		100	100

14 2次審査結果

- (1) 通知方法
2次審査の参加者全てに電子メールにて通知する。
- (2) 通知時期
令和7年5月2日（金）

15 失格事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ その他仕様書を満たさない提案であった場合
- (2) 契約締結後に提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行う場合がある。その場合において、新たに本業務の受託者を選定し、契約するまでの間は、無償で業務を遂行するものとする。

16 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、筑後市情報公開条例（平成14年6月25日条例第29号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

17 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

オ 企画提案書に記載する提案内容は確実に実施できるものとする。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

18 問合せ先

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地

筑後市市民生活部かんきょう課

（担当：佐々木・渡辺）

電話 0942-53-4120 FAX 0942-53-1589 （※電話受付時間：平日 8：30 から 17：15）

メールアドレス kankyoushou@city.chikugo.lg.jp